

秋田県告示第111号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和3年2月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 くろまぐろ（小型魚）

(1) 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

21.5トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県くろまぐろ（小型魚）定置網漁業	9.0トン
秋田県くろまぐろ（小型魚）漁船漁業等	10.3トン

2 くろまぐろ（大型魚）

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
28.5トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県くろまぐろ（大型魚）定置網漁業	3.7トン
秋田県くろまぐろ（大型魚）漁船漁業等	21.9トン